

介護保険サービスを利用するには

サービスが受けられる方

65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要ないが身支度など日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった場合にサービスが受けられます。

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる右記の病気（**特定疾病**）により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられます。

特定疾病とは

- ①末期がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症(ALS)
- ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症等)
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症(SCD) ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症(ウェルナー症候群等)
- ⑪多系統萎縮症(MSA) ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

1 本人または家族が市区町村（保険者）に申請

2 訪問調査・医師の意見書

コンピューターによる判定

3 要介護（要支援）認定

介護認定審査会

- 特記事項
例) 個人の特徴・性格・生活習慣など
- かかりつけ医師の意見書

4 認定・結果通知（最も軽い「要支援1」から最も重い「要介護5」までの7段階に分類）

下記の金額は、**居宅介護サービス・居宅介護予防サービス**等の支給限度基準額の1ヶ月あたりのめやすです。
(施設に入所する場合の基準額は下記とは異なります) ※令和元年度介護報酬改定による

介護区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
区分支給限度基準額	5万320円	10万5,310円	16万7,650円	19万7,050円	27万480円	30万9,380円	36万2,170円

4 非該当

自立
自立に認定。介護保険のサービスは受けられません。

5 介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成*

6 在宅サービスを受ける

- **環境を整えるサービスを受けられます**
 - ・介護予防福祉用具貸与
 - ・特定介護予防福祉用具販売
 - ・介護予防住宅改修費の支給
- **家庭への訪問サービスが受けられます**
 - ・介護予防訪問入浴介護
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防訪問リハビリテーション
 - ・介護予防居宅療養管理指導
- **日帰りで施設に通えます**
 - ・介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
- **施設に短期入所できます**
 - ・介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
 - ・介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)
- **その他サービスを受けられます**
 - ・介護予防特定施設入居者生活介護
 - ・介護予防支援

5 介護サービス計画（ケアプラン）の作成*

6 在宅サービスを受ける

- **環境を整えるサービスを受けられます**
 - ・福祉用具貸与
 - ・特定福祉用具販売
 - ・住宅改修費の支給
- **家庭への訪問サービスが受けられます**
 - ・訪問介護(ホームヘルプ)
 - ・訪問入浴介護
 - ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・居宅療養管理指導
- **日帰りで施設に通えます**
 - ・通所介護(デイサービス)
 - ・通所リハビリテーション(デイケア)
- **施設に短期入所できます**
 - ・短期入所生活介護(ショートステイ)
 - ・短期入所療養介護(ショートステイ)
- **その他サービスを受けられます**
 - ・特定施設入居者生活介護
 - ・居宅介護支援

6 地域密着型サービスを受ける

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型通所介護(小規模デイサービス)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 ※原則として要介護3以上の方が対象です

6 地域密着型サービスを受ける

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

6 施設に入居する

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ※原則として要介護3以上の方が対象です
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設、介護医療院

*本人の希望を尊重して介護支援専門員(ケアマネジャー)がサービスの利用計画を作成します。(利用者本人がサービスの利用計画を作成することもできます)